

河畔林の保護に関わる諸問題

竹中 万紀子

たけなか・まきこ
北海道東海大学非常勤講師・
豊平川ウォッチャーズ代表

本文のねらい・要点

都市も地球の一部として自然と共存する必要性が認識されてきたが、まだ多くの解決されるべき問題がある。

札幌を貫流する豊平川と支流の自然の保護復元に関する問題と解決には何かに必要かを論じる。

失われゆく河畔林

札幌市の豊平川の自然を見つめる市民の会を発足させたのには「窮鼠猫を噛む」的な要素が強かった。ムクドリのおぐら調査をする中で、おぐらになっている防風林や河畔林が伐られ、草原の鳥がいた河畔が城壁の様な石積みで整備されてきた。不満に思いつつも、研究には大した影響無しと割り切り、黙っていた。

それが一変したのは、三千〜五千羽のムクドリが越冬を前に利用する河畔林が、公園整備と治水工事であわや失われるという事態になった時である。その河畔林は開拓以来、ほとんど人手が入ったことのない未護岸の水辺でもある。担当の開発局札幌河川事務所に河畔林の伐採を中止するよう要望した。私の調査地なので「当面は」伐採を止めてくれた。そして、「いつ頃まで伐らないでおきましようか？」とも聞かれた。

しかし、調査が終わったら「もう伐っても結構です」になるのか？鳥の糞と共に運ばれ、発芽した木々など多くの在来植物もある。都市の中で、河畔は生き物にとって貴重な生息場所や通路である。調査終了後も、生き物にとってかけがえのない場所である事変わらない。

そういう目で、豊平川流域を見ると、藻岩山等

が天然記念物として大正時代から保護されているのに対し、その自然は顧みられなかったことがない。都市では川が唯一の緑の回廊だが、水辺は荒廃している。

会の発足と工事開始

保護のために動き始めると、豊平川の河畔林が危機的な状況にあると感じている人が多いこともわかってきた。水辺の有効な保全のためには、個人の力では限界がある。迷った末、一九九六年二月に豊平川ウォッチャーズという市民の会を結成した。十二月の設立準備会から数えると、原稿を書いている時点で、約一年になる。



取水口工事のための河畔林の伐採

発足から一年足らずの若い会が蓄積したことはわずかだが、豊平川と支流域における河畔林伐採問題を紹介し、河畔林の保護復元の前に横たわる問題の例として示したい。

会の結成と前後して、くだんの河畔林の場所に緊急用取水口整備が、そこから約三km下流に緊急用船着き場の工事が始まることを河川事務所から知らされた。阪神大震災の教訓から、水道が使えなくなった場合、消防自動車取水する施設と、陸路が断たれた際に船で輸送した物資を荷揚げする施設の整備という。そう聞くと納得してしまいがちになるが、取水口施設は最も密集した、司令塔となる中心街から直線距離で約三km、船着き場に至っては六km離れている。最も被害が大きいと予測される地区に、往復六kmの瓦礫の道を通って水を運び、迅速な消火活動が可能かどうか。確かに、阪神大震災では水がなくて消火活動が不可能な地域があった。しかし、小川が暗渠になり、井戸が埋められて生活圏内の水源が断たれたことが原因だった。水がなければ川から取る、陸路が駄目なら水路という単純で現実から遊離した発想が、開発行政にあるように思える。ましてや、今は大型貨物ヘリコプターやホバリングしながら取水できる消防飛行機の時代だ。豊平川だけでなく、千歳川放水路もこのような開発姿勢の表れのように思えて仕方がない。

河畔林が失われる背景

この整備事業計画に対し、大きな被害が予測される密集地や中心街に至近で、コンクリート護岸の場所に、その施設を設けて欲しいと要望したが、「老朽化も、破損もしていないコンクリート護岸

を壊して新たな施設を造るためには予算を使えない」というのが開発局の見解であった。一方、川の自然が荒廃している中で、開拓以来、ほとんど人手が入っていない河畔林を伐採し、施設整備をするには予算を使えるというのが悲しいかな、現在の河川行政の現状である。

もうひとつの問題は、開発局に限らず、多くの行政の工事は、計画策定に市民が意見を反映できないシステムになっていることだ。また、専門家も参画した綿密な検討も充分であるとはいえない。緊急用施設整備にしても、市民生活に則した検討が必要だ。最終的な受益者である市民の意見を取り入れた、地域のニーズに沿った施設整備を望みたい。計画を事前に市民にもっと公開して欲しいのだが、現状は、工事の直前に看板が一、二枚立つだけである。その場所をたまたま知っている市民が声を上げない限り、誰にも知られることなく失われていく自然が余りに多い。結局、要望の甲斐あって、この河畔林は約半分(草地も含めて)が伐採されたが、残り半分は残されることになった。また、工事区間から下流の河畔林も手付かずのまま残すことになった。すべての保全は叶わなかったが、一部を残してもらえた。市民が積極的



に働きかければ、少しずつ行政の中に反映してもらえるという実感を持った。二十四時間地域の自然を見つめられるのは周辺の住民しかいない。行政が、逆に市民の目をモニターやアンテナとして活用してくれることを望みたい。

三つめの問題は、河川敷公園のありかただ。私は、河川敷の運動場や公園としての利用を全く否定はしない。しかし、現在の「豊平川緑地」と呼ばれる河川敷公園は「豊平川裸地」と呼んだ方が適切である。運動施設が低水路のすぐ上まで広がり、河道はぎりぎりまで狭められている。それでも、川には自然に河畔林が生じてくるが、河道が狭いので、河川事務所では治水上、三年に一度河畔林を間引きする。そのため、ヤナギの萌芽ばかりの緑色ではあるが生物相としては非常に貧弱な植生が続いている。

縦割り行政の壁

市が管轄する豊平川緑地は、何もかも有効に利用し尽くすという高度成長期時代の開発パターンの名残といえる。張芝で覆い尽くすというやり方を現在でも踏襲している。治水上、高木を植栽することは許されていないし、元々生えていない植物を植えてもよいが、一部だけでも草原を戻して欲しいと思う。それが可能でない理由として「痴漢などが出たら管理責任を問われるのは公園課なので、公園はどこも見通しをよくしなければならぬ」というのが、私が公園計画課で直接聞いたところだ。河川敷に人工芝を敷いた遊び場を作り、管理責任回避のために徹底的な過保護管理をする一方、その横の流れの中に自然の摂理として生えてくる河畔林を河川事務所の間引きしてい

るのが、豊平川緑地の現実である。現時点で、河道が狭くて河畔林の存在が許されない区間は、その部分を豊平川緑地に草地を設けることで肩代わりするといった、行政間の連携プレーが必要である。しかしながら、開発局と札幌市のどちらもお互いの縄張り内のことには口出ししないという、縦割り、縄張り主義の壁は厚い。

精進川の例

この行政の縦割りが、河畔林保護に関する今一つの、そして非常に困難な問題である。その典型的な例が、精進川の河畔林売却問題だった。

豊平川の支流、精進川は、三、四年前までは三面コンクリート張りの典型的な都市の川だった。フェンスが張られ、人も動物も水に近づきにくかった。それを変えたのは、北海道土木現業所（以下、土現）の「精進川ふるさとの川づくり事業」である。この事業では、右岸の段丘崖にある河畔林の保護を前提に掲げ、全国に先駆けて、コンクリートをはがし、多自然型工法でその河畔林と水辺をつなげる工事を行った。その結果、水と森が緩やかに接する水辺が再生し、ミゾソバなどの在来植物も復活してきた。ちなみに、豊平川裸地が広がる本流の同区間より出現鳥種も多い。

ところが、当の土現が、この河畔林の一部、約一〇〇mを不動産業者に売却してしまった。業者は、高層マンション建設のための建ぺい率容積率の足しにその土地が必要だったのだ。調べてみると、水辺を復元再生させたのは、河川課と事業課、河畔林を売却したのは、同じフロアで隣り合ったセクションの用地課だったのである。互いの緊密な連絡や検討がなかった結果である。現場担当官の

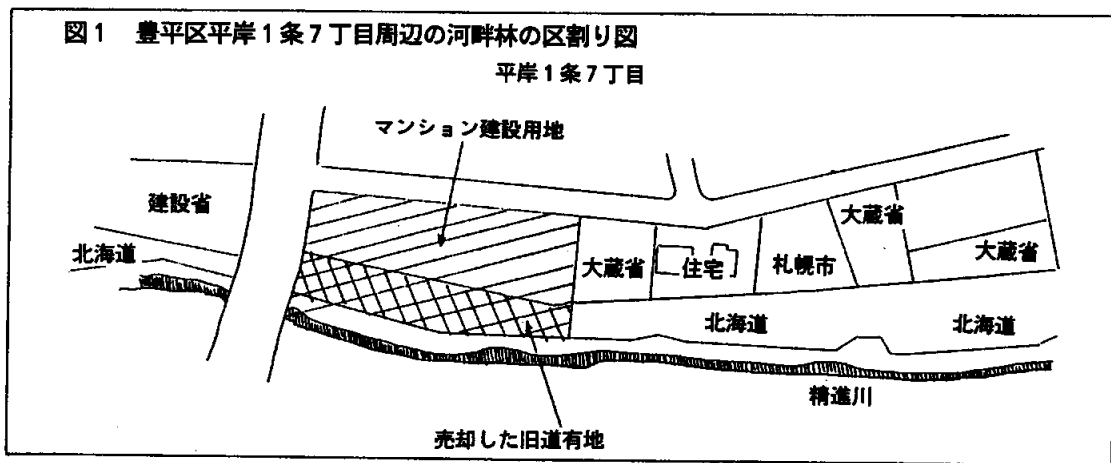


図1 豊平区平岸1条7丁目周辺の河畔林の区割り図

図1 精進川流域の河畔林地を所有している行政（しゃりばり12月号より転載）

中には、新聞報道で売却を知って驚愕した人もいるという。縦割りもここまでくると「お見事！」と言うほかない。多くの市民グループの買い戻し要求や請願の甲斐なく、マンション建設が進行中である。

精進川は縦割り行政の標本のような場所だ。河川用地だけでも、河口部は開発局、それから上流は北海道、一部札幌市の管轄となっている。段丘と崖の河畔林もいくつかの国と地方自治体の別々の所有となっている（図1）。流域全体の生態系の保全のためには、所轄行政が一堂に会して保全策を話し合う必要があるが、実現していない。動物の移動に国境がないように、生き物にとっては河畔林には行政主体内の縦割り、行政間の縦割りという縦割りの多重構造による境はない。

また、都市計画法に基づいて都市計画決定された場所については、変更がきかないことも問題である。まず、都市計画法には市民の意見を反映させる場を設けなければならないという規定がない。何年も前に、十分な調査なしに青写真が引かれた場所が、今になって良好な自然を有した場所と判明しても、開発計画を法律上変更できない。精進川と豊平川上流部の河畔林が、現在その問題を抱えている。都市計画法の見直しも必要だろう。

身近な自然を守るために

このように、一河川の自然を守るだけでも、多くの問題が存在する。自然を守るかどうかは、法律と行政の姿勢と深く関わっている。行政対市民という対立の構図は薄まりつつあると思う。豊平川ウォッチャーズでは、流域の生物調査を柱の一つとして活動しているが、行政にデータを提供

し、それらの分析をもとに一緒に保全の道を探り始めています。すでに、シマアオジ、アメモス、ザリガニなどの数が減っている動物や、在来植物に關してデータ提供や調査方法などで協力を開始し、行政も業務の参考としてくれるようになった。

河畔の自然の保護について、行政と市民、市民と市民、あるいは行政間の溝を埋める努力や、一流域だけでなく広域的な緑の回廊の保全のため、多くの市民グループが手を結ぶ必要がある。いずれの場合でも、始めの一步を踏み出すのは、身近な自然の大切さに気づいた一市民である。多くの人々の始めの一步に期待したい。

参考文献

五十嵐博 一九九六、豊平川河畔林の植物調査—中間報告、トイエピラ1(3) (豊平川ウォッチャーズ会報)

北海道札幌土木現業所 一九九六、精進川「ふるさとの川づくり事業」パンフレット 他

鮫島惇一郎 一九九五、豊平川緑地、さっぽろ文庫

札幌市緑化推進部 一九九六、平成八年度事業概要

竹中万紀子 一九九六、精進川河畔林売却問題—その経緯と今後の課題—、しゃりばり 12月号

竹中万紀子 一九九六、緊急用取水口と船着き場工事について、トイエピラ1(2)

竹中万紀子 一九九六、鳥類センサス調査—中間報告、トイエピラ1(3)

